

【玉名市におけるケアマネジメントに関する基本的な方針について】

ケアマネジメントに関する基本方針について

介護保険は、高齢者が可能な限り尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことを、国民がみんなで支える制度です。

介護保険法(第1条、第2条、第4条)

●第1条(目的)

「(要介護者が) 尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。

●第2条

「保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化防止に資する」「医療との連携に十分配慮」「被保険者の選択、多様な事業者などから総合的かつ効率的にサービス提供されるよう配慮」

●第4条(国民の努力及び義務)

「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努める」とともに、要介護状態となった場合においても進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス(要介護者が) 尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保険医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」

本市では、「ケアマネジメントに関する保険者としての基本方針」を介護保険法の基本理念に基づき以下のとおり条例の中に定めています。

また、「第8期玉名市福祉計画及び介護保険事業計画」では

『安心して、笑顔で年齢を重ねることができるまち』を基本理念とし、基本目標を「住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと暮らすことができる」として、「地域包括ケア」構築を推進します。

介護支援専門員の皆様におかれては、当該基本方針などに基づいた運営とご協力をお願いします。

1. 指定居宅介護支援に関する基本方針について

玉名市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例

(基本方針)

第4条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定

居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

- ・第14条（指定居宅介護支援の基本取扱指針）
- ・第15条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

2.指定介護予防支援に関する基本方針について

玉名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

（基本方針）

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

- ・第32条（指定居宅介護支援の基本取扱指針）
- ・第33条（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

介護保険は、高齢者が可能な限り尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことを、国民みんなで支える制度です。

介護保険法(第1条、第2条、第4条)

●第1条(目的)

「(要介護者が)尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う」

●第2条

「保険給付は、要介護状態等の軽減または悪化の防止に資する」「医療との連携に十分配慮」「被保険者の選択、多様な事業者などから総合的かつ効率的にサービス提供されるよう配慮」

●第4条(国民の努力及び義務)

「国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努める」とともに、要介護状態となった場合においても進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。」

第3条 指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるよう配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。